

安来市特別給付
区分支給限度基準額拡大事業

介護保険の居宅サービスを利用する場合、要介護度によって、利用できるサービスの量が定められています（区分支給限度基準額）。定められたサービス量を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全額が利用者負担となります。

定められたサービス量内では日常生活の維持が難しい方が、経済的な理由から必要なサービスの利用をしないしていると、状態がより悪化し、在宅生活が継続できなくなることも予想されます。

安来市では、「区分支給限度基準額拡大事業」により、費用負担が困難な方でも必要なサービス量が確保できるよう、費用の一部を給付し、住み慣れた地域、我が家での生活を続けていただけるよう支援します。

【対象者】

次の要件にすべてに当てはまる方が対象です。

- ・認知症又は寝たきり、その他本人及び家族のやむを得ない理由で、定められたサービス量内では必要なサービスが不足する方
- ・本人及び本人と生計を同じくする者すべてが住民税非課税である方
⇒ 「認知症」 認知症自立度Ⅲ以上の方
「寝たきり」 日常生活自立度B以上の方
「家族のやむを得ない理由」
独居又は高齢者世帯、家族の病気等による一時的な介護力の不足 など

【利用できるサービス】

- ・訪問介護
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・短期入所療養介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

※事業の目的は「在宅生活継続の支援」です。短期入所生活介護、短期入所療養介護のみのプランや、ショートステイで月の大半を過ごすプランなどに基づく利用は認められません。

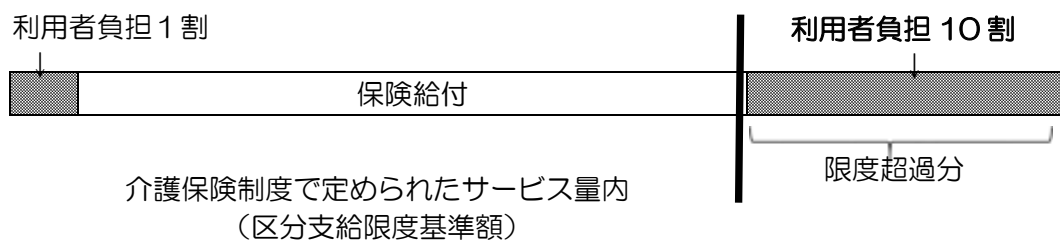
【支給額】

区分支給限度基準額を超えて利用できるのは、要介護度ごとに以下の単位が限度となります。（区分支給限度基準額の2割相当）

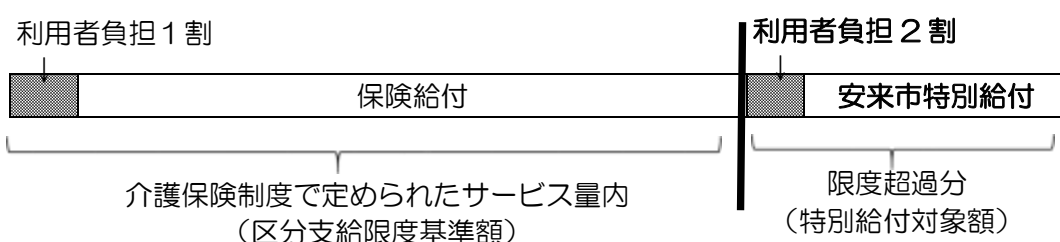
要介護1	3,338単位	要介護2	3,923単位
要介護3	5,386単位	要介護4	6,161単位
要介護5	7,213単位		

上記を限度として利用された居宅サービス費の8割を特別給付として給付します。

(通常の費用負担)



(安来市特別給付を利用した場合の費用負担)



【支給方法】

受領委任方式とし、利用者はあらかじめ2割相当分を事業所に支払い、残りの8割は市が直接サービス提供事業者を支給します。

例) 拡大利用分 15,000円 (=1,500単位)

本人が事業所へ支払い 3,000円 (15,000円×2割)

市が事業所へ支払い 12,000円 (15,000円×8割)

【利用の流れ】

① 利用承認の申請

ケアマネージャーが申請者となり、申請を行います。利用者及びそのご家族に十分説明し、理解と同意を得た上で申請を行ってください。また、サービス提供事業者へ拡大による居宅サービス費の代理受領について承諾を得ておいてください。

●申請に必要なもの

区分支給限度基準額の拡大利用承認願(様式第1号)

居宅サービス計画書第1表～第3表の写し

サービス担当者会議の記録の写し

② 承認(不承認)通知

提出された申請を審査し、結果を通知します。承認の期間は、承認日から、7月31日と要介護認定の終期のいずれか早いほうまでです。

③ サービス利用

居宅サービス計画に基づいてサービス利用します。

④ 区分支給限度基準額の拡大による居宅サービス費の支給申請

支給申請は当該サービスを利用した月ごとに行っていただきます。申請者は被保険者ご本人ですが、担当のケアマネージャーが手続きを代行します。

●申請に必要なもの

区分支給限度基準額の拡大による居宅サービス費支給申請書（様式第4号）

区分支給限度基準額の拡大による居宅サービス費委任状

サービス利用票及び利用票別表の写し（実績の入ったもの）

当該サービスを利用した費用として支払った領収書の写し

⑤ 支給決定

提出された申請を審査し、支給決定します。実績確定後の支給決定となりますので、最短でサービス提供月の翌々月となります。

⑥ 支給

受領を委任された事業所に支給します。支給日は最短でサービス提供月の翌々月末となります。

【お問い合わせ先】

安来市健康福祉部

介護保険課 給付係

TEL 0854-23-3292

FAX 0854-32-9009